

福井県報

第 389 号
令和 8 年
2月24日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 生活保護法等の規定による指定介護機関の廃止（93・地域福祉課）…………… 1
- 保安林の指定施業要件の変更（94、95・森づくり課）…………… 2

公 告

- 土地改良区の役員の退任（福井農林総合事務所）…………… 3
- 土地改良区の役員の就任（同）…………… 3
- 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）…………… 3

監査委員告示

- 令和6年度包括外部監査の結果に基づく改善措置の公表（1）…………… 3
- 令和5年度包括外部監査の結果に基づく改善措置の公表（2）…………… 16
- 令和4年度包括外部監査の結果に基づく改善措置の公表（3）…………… 20
- 令和3年度包括外部監査の結果に基づく改善措置の公表（4）…………… 22

告 示

福井県告示第93号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関からその業務を廃止する旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和8年2月24日

福井県知事 石田 嵩人

指定介護機関番号	サービスの種類	届出事項	名 称	廃止年月日	介護機関住所
1800400010	介護予防支援	廃止	指定介護予防支援事業所 小浜市地域包括支援センター	令和8年3月31日	〒917-0075 福井県小浜市南川町4番31号

福井県告示第94号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年2月24日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市堂嶋45字フト尾山1の2、50字タイラ山1の1
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第95号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年2月24日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市荷暮54字向瀬戸1、2の1、2の5
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種を定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

福井県土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年2月24日

福井県知事 石田 嵩人

役員名	氏 名	住 所
理 事	黒川 勳	福井市石新保町 19-10
〃	柳孫右エ門	福井市石橋町 1-68-1
〃	渡邊 勝	福井市白方町 10-29
〃	濱内 慶次	福井市白方町 13-33
〃	村嶋 哲郎	福井市白方町 13-9
〃	寺前 守一	福井市石橋町 6-47
〃	古川 房幸	福井市白方町 13-7
〃	島田 明浩	福井市石橋町 7-46
〃	山脇 文雄	福井市浜島町 12-3
監 事	佐藤 岩雄	福井市石橋町 1-20
〃	金森 強	福井市白方町 12-1

福井県土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年2月24日

福井県知事 石田 嵩人

役員名	氏 名	住 所
理 事	黒川 勳	福井市石新保町 19-10
〃	島田 明浩	福井市石橋町 7-46

- 〃 寺前 守一 福井市石橋町 6-47
- 〃 山下 祐幸 福井市石橋町 7-42
- 〃 山脇 文雄 福井市浜島町 12-3
- 〃 濱内 慶次 福井市白方町 13-33
- 〃 古川 房幸 福井市白方町 13-7
- 〃 村林 利行 福井市白方町 10-1-1
- 〃 野口 康義 福井市白方町 14-8
- 監 事 渡邊 勝 福井市白方町 10-29
- 〃 寺前 一成 福井市石橋町 13-67-1

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、越前市長から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年2月24日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 都市計画の種類および名称
 - (1) 種類
丹南都市計画火葬場
 - (2) 名称
越前市斎場
- 2 縦覧場所
福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課

監 査 委 員 告 示

福井県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、知事から、令和6年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、その内容を次のとおり公表する。

令和8年2月24日

福井県監査委員

令和6年度包括外部監査にかかるとの措置報告

テーマ：DXの推進に関する施策に係る財務事務の執行について

通番	項目	区分	区分No.	指導事項および意見の概要		担当課	
				ページ	内容		
1	事業の成果物であるアプリやWebサイトの県民への周知について	意見	1	30	多額の費用をかけて開発・作成したアプリやWebサイトを多様な方法で県が広報を行っているにもかかわらず、リリース時の一定期間以降は利用が伸び悩んでいるものが多い。県民に広く認知され利用されるには、リリース時の一過性のブッシュン情報ではなく、事業の成果物であるアプリやWebサイトについての情報を継続的にブッシュン配信していく必要がある。その方法として、月1回発行の県の広報誌である「NEWSぶくい」に毎月一定のスペースを設けて、県民が情報を収集できる便利なアプリ・Webサイトのリリース情報、更新情報、機能追加情報などを定期的に継続的に提供していくのが最も低コストかつ効果的だと思われる。	講じた措置等の内容 令和7年度から、定期的に広報誌「NEWSぶくい」で県が作成したアプリ、WEBサイトを紹介しようとした。	広報広聴課
2	県民のITリテラシーの向上とデジタルデバイス解除について	意見	2	32	県民のITリテラシーが低かったりデジタルデバイスが存在する点と、地方自治体の事業の実施が制限されたり効果が低減されてしままい、特に買い物難民や交通難民対策のために、県民のITリテラシーの向上とデジタルデバイス解除は必須といえる。しかし、県のDX推進プログラムの中にはその対策のための事業がほとんど見当たらない。県は、DX推進プログラムに県民のITリテラシーの向上とデジタルデバイス解除のための政策・事業を盛り込み、DX・デジタル技術を大いに活用して、市町と連携・協働して問題解決にあたる必要がある。	DX推進プログラムでは、デジタルデバイス対応と鋭打っていないが、デジタルデバイス解除につながる事業を各所属で実施している。また令和7年度に、スマホ無償貸出やスマホ教室・相談会の開催等のデジタルデバイス対応の実施を踏まえ、令和8年度以降の本格実施に向け検討していく。	DX推進課

3	DX人材の育成・確保について	意見	3	34	県は、DX推進の方針として「福井県DX推進プログラム」を策定し、意識改革、体制構築、人材育成・確保等に係る仕組みづくりを進めており、各種取り組みを実施し、業務効率化に大きく貢献するなど、成果を上げている。DXの推進は、県民の利便性向上や業務の効率化による人的資源の創出を可能にし、行政サービスの更なる向上に大きく貢献するものであり、DXの成功には専門人材の確保が重要な鍵となる。そのため、県は、引き続き積極的にDX人材の育成・確保に長期的な目線で取り組んでいくことが望まれる。特にDXの専門家の採用には力をいれてもらいたい。	県では令和3年度より民間企業からの外部専門人材として部長級のDX推進監を招へいし、DX推進体制の構築や意識変革・気運醸成といった点で活用している。外部の高度専門人材をDX推進アドバイザーとして委嘱し、県や市町で実施する政策に対して助言を行う取組を実施しており、令和7年度には人員を1名拡充して8名で支援を行って行く。今後も専門人材の活用を検討していく。	DX推進課
4	電子契約システムと財務会計システムの連携について	意見	4	36	電子契約システムの導入は、産業のDXや行政運営の効率化に貢献することが期待されるが、県も、令和7年4月1日付の契約から電子契約を導入する予定であり、令和5年度から令和7年度までの予定で現在、財務会計システム再構築事業を進めている。今後、電子契約システムが予定どおり稼働し、再構築された財務会計システムとの連携が可能になることにより、庁内や事業者の業務効率化やコスト削減などのメリットが享受できるようになることが望まれる。	令和8年度から電子契約サービスと財務会計システム間のサービス連携開始を目指す。審査指導課とともに対応中である。	DX推進課
5	標準外経費の事業評価について	意見	5	37	経常的経費のうち一部の標準外経費には、特定の目的を達成するために一定の期間内に実施される一連の活動であるプロジェクトに向けて投入される事業経費もあり、それらは事業評価に良くないものもある。該当する事業は標準外経費であっても、活動指標および成果指標を設定し、目標と実績の乖離の内容から事業評価を行うのになじみやすく、そのような管理に適した事業であるが、県は、標準外経費に対して活動指標および成果指標を設定していない。標準外経費に該当する事業に対しても、政策的経費と同様に、活動指標および成果指標を設定して事業評価を行うことが望まれる。	標準外経費のうち、特定の目的を達成するために一定の期間内に実施されるべき事業については、査定段階で政策的経費へ移行し、評価指標の設定を促している。	財政課
6	予算要求シート（事務事業カルテ）における「受益者」の設定について	意見	6	38	事務事業カルテにおいて、「受益者」および「想定される受益者数」の設定は、事業の企画・立案や分析、評価を行ううえで重要な要素であるが、直接的な受益者を設定している事業が多くある。事業の企画・立案や分析・評価を適切に行うためにも、「受益者」および「想定される受益者数」は直接的な受益者を設定すべきである。	令和6年度末のカルテ作成依頼において「受益者・想定される受益者数」として事業実施により直接利益を受けるものを記載するよう通知した。	財政課

7	成果指標の設定について	意見	7	38	成果指標として絶対数を使用した場合、当該事業では影響を及ぼすことができない母集団の数量が変化しているのに、絶対数を成果指標として設定しても、成果指標の目標としての意味が乏しい場合もある。 成果指標として、絶対数と相対的な割合を示す比率のどちらを使用するかを検討し使い分けることが望まれる。	絶対数と相対的な割合を示す比率の使い分けについて指導していく。	財政課
8	成果指標の設定について	意見	8	38	受益者数を分母として使用した成果指標を設定している事業は少ない。成果指標として比率を採用した場合、受益者数を分母として使用した成果指標が適切である事業は多いと思われる。 受益者数を適切に設定し、成果指標として比率を採用した場合の分母として大いに活用するとう望まれる。	受益者数を分母として使用した評価指標の設定について指導していく。	財政課
9	成果指標の設定について	意見	9	39	成果指標は必ず設定するという庁内のルールになっているが、設定していない事業があった。 成果目標は、できる限り数値で設定し、数値設定ができない場合はできない理由を記載のうえ、数値でない目標を記載しなければならぬ。	令和6年度末のカルテ作成依頼において、成果指標を数値で設定すること、数値設定ができない場合はその理由と数値以外の目標を記載するよう通知した。	財政課
10	活動指標および成果指標の設定について	意見	10	40	活動指標について、当該事業の活動量を事務事業の活動指標として設定すべきであるが、活動を表しているとはいえないものがある。また、成果指標について、事業の直接の結果であるアウトプットの指標や短期のアウトカムの指標を事務事業の成果指標として設定すべきであるが、政策・施策の成果指標として設定しているものが適切で中期のアウトカム指標を成果指標として設定しているものがある。両指標を適切に設定することは、事業評価を適切に行うために不可欠のことである。活動指標・成果指標の適切な設定に関するマニュアルの詳細化や県全体の設置など指標として適正なものが設定される策を講ずることが望まれる。	予算要求シート記載要領にしたがって活動指標・成果指標を設定しているが査定段階で議論する。	財政課

11	活動指標および成果指標の設定について	意見	11	41	内容が異なるサブ事業が複数ある事務事業において、活動指標および成果指標が1つだけという事業が多くみられた。 活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することから、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。 ただし、複数の指標の設定により事業評価がより難しくなると思われる場合において、重要度・支出額などによりウエイト付けした1つの指標を設定することや金額が小さいサブ事業がある場合に、金額が大きいサブ事業についてのみ指標を設定することも有効な方法であると思われる。	事業目的が異なる施策が複数ある場合には、事業目的ごとに適した評価指標の設定を指導していく。	財政課
12	成果指標の設定について	意見	12	41	成果の最終目標を達成した事務事業において、達成した後も成果指標の目標数値が変化しない事業があったが、これは事業に関する合理的な判断に基づく対応とは言えない。 目標達成後は、事業に関する合理的な判断を行っただうえて、最終目標を引き上げて事業を継続する、事業を完了する、事業を整理統合する、といった対応をすることが望まれる。	目標を達成した事業については、次年度の査定において目標値を見直すか、事業を完了もしくは整理統合するよう指導していく。	財政課
13	業務の再委託に関する取り決めの記載について	意見	13	42	業務の再委託に関する取り決めの記載について、契約書と(調達)仕様書のいずれかに記載する、または、両方に記載する、ということを統一することが望まれる。	契約書式例を改正し、各委託契約書中の再委託の禁止条項に、再委託の申請に関する記載を追加した。 記載方法の統一化については、契約には様々な形態があり、再委託の詳細(再委託が可能な業務等)を仕様書に書かざるを得ない場合も考えられるため、契約書への記載は必須とするが、仕様書には必要に応じて詳細を記載することとする。	審査指導課

14	再委託承認申請書における記載事項について	意見	14	43	県は、委託先と再委託先との契約金額(再委託金額)を「再委託承認申請書」に記載することを求めておらず、申請書様式にも再委託金額の項目はない。「再委託(予定)金額」に関する情報は、業務の範囲に見合った適正な水準の再委託金額であるかどうかや、丸投げに伴う不要な中間マージンの発生が懸念されることがないかなどを確認し、当初の委託契約の経済的合理性について慎重に検証する観点から、重要な判断要素となると考えられる。県は、「再委託(予定)金額」についても把握し、どの程度の割合が再委託されているかを検討した上で、再委託の承認を検討することが望まれる。また、「再委託の期間」についても再委託契約の妥当性を考慮するうえで判断要素となるものであると考えられる。県は、「再委託金額」と「再委託の期間」を再委託承認申請書の様式に追加することが望まれる。	審査指導課
15	再委託の範囲や全体像の明確化について	意見	15	44	再委託承認申請書の記載内容だけではなく、委託と再委託の範囲や全体像の把握が容易でなく、再委託が適当かどうか判断しにくい。	審査指導課
16	補助金事業の評価について	意見	16	51	県の補助金事業の評価については、事務事業カルテにおける「事業評価」欄の記載があるだけで、それ以外には庁内でのルールや一定の書類・様式はなく、どのような判断を行っているのかを把握できず資料が残されていないことから、個人個人の価値観・考え方のもとで主観的な判断や評価を行っていることと推測される。補助金事業を庁内で設けることが必要である。また各職員が一定の評価基準を庁内で設ける必要がある。現在の事務事業のレベルを保持して客観的に評価を行うためには、現在の事務事業カルテのサブカルテとして補助金事業カルテや評価シートを作成するのが有効である。このカルテやシートを作成することによりその補助金事業の性格や問題点などが把握でき、成果指標・活動指標の設定も容易になると思われる。	財政課

17	補助対象経費と補助対象外経費の区分誤りについて	指摘	1	67	未来技術活用プロジェクト誘致補助金事業における補助金の算定に当たって、補助対象外経費となる役務費の消費税について補助対象経費に含まれていた。	DX推進課
18	補助対象経費の消費税相当部分について	指摘	2	68	未来技術活用プロジェクト誘致補助金においては、役務費以外の経費は、消費税も補助対象となっており、消費税相当部分を含め補助金を支給していた。この点について、補助金交付先が課税事業者である場合に行なった課税仕入にかかる消費税額を売上にかかる消費税額から控除する仕入税額控除ができなかったため、補助対象経費に消費税が含まれている場合、事業者は仕入税額控除によって消費税の還付を受けることができなくなる。そのため、補助金を支給する場合において、補助金交付先が課税事業者であれば、県は、原則として、補助対象経費から消費税相当額を除外して補助金を交付する。もしくは、県は、補助対象経費に消費税相当部分を含めて補助金を一旦支給し、その後において仕入税額控除によって還付を受けた消費税相当額を補助金から返還させるという手続が必要と考える。ただし、補助対象経費が消費税相当額を考慮しても補助金の上限額を大幅に超過しており、実質的な影響がない場合は、この限りではない。	DX推進課
19	活動指標および成果指標の設定について	意見	17	69	福井県DX推進事業の事務事業カルテにおいては、いくつかのサブ事業を行っているが、活動指標および成果指標は、そのうちの一部のものについてのみ記載している。活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。	DX推進課

20	ふくいきンシェルジュの利用割合について	意見	18	77	県の公式ポータルアプリである「ふくいきンシェルジュ」は、県・市町と県民・市民・町民が伸びず利用割合が少なく現状である。お盒や時間をかけても利用されないままだった意味がなく、利用割合が少くない原因は分析しなければならないが、一番の原因は県の消極的な広報活動にあると思われる。 県はこのアプリやその連携基盤を構築するだけで満足せず、利用割合を高めるために県民への広報活動にもっと尽力する必要がある。	DX推進課
21	運用コストとデータ管理について	意見	19	84	デジタル地域通貨事業は、行政の効率化や地域経済の活性化を目的として導入されたが、利用者が増えれば増えるほど運用コストは増大するとともに、データ管理についても情報漏洩等に対するリスク管理がますます重要となってくる。特に、事業の実施が1事業者に依存し競争原理が働かない状況では運用コストの低減を図ることも難しく、このまま運営を続けた場合、デジタル地域通貨事業の長期的な財源確保が課題となる。県は、当事業のコストと便益を適切に評価し、その評価結果を公表することが重要と考える。	DX推進課
22	ふくくアプリにおける本人確認の推進について	意見	20	86	デジタル地域通貨事業は、給付金の迅速かつ確実な支給を目的の一つとしているが、現在のふくくアプリでは公的個人認証による本人確認機能が具備されているものの利用されておらず、電話番号ベースのアカウント管理のみとなっていることや、自治体が保有する情報やシステムとの連携も十分ではないこともあり、給付金事業での利用が進んでいない。 今後、より安全で信頼性が高く、かつ誰もが利用しやすい給付システムとして活用していくことや、また行政コスト削減につなげていくためには見直しが必要と考えられるため、事業の継続性も含め慎重に検討する必要がある。また、マイナナンバーカードを活用した本人認証を進め、より確実かつ効率的な運用体制が構築されることが望まれる。	DX推進課

23	ふくくアプリの決済機能の活用について	意見	21	88	県の「ふくくアプリ」を使った「はびコイン」での決済機能は、すでに民間のキャッシュレス決済サービスが広く普及している中で、行政が新たな決済サービスを提供し、それに関する費用を行政が負担することの必要性やその持続可能性には疑問が残る。また、持続可能な収益モデルがなく、運営コストが税金で賄われている点も大きな課題である。 このため、デジタル地域通貨事業を決済手段として民間に普及させるのではなく、行政給付のデジタル化ツールや地域振興ポイントとして活用する形へと仕組みを移行し、民間決済サービスと連携しながら、行政独自の強みを生かすことで、より持続可能な形での運営を行うことを検討することが望まれる。	DX推進課
24	事業の継続可能性について	意見	22	89	デジタル地域通貨事業は、給付手続きのデジタル化と行政コスト削減を目指しているが、デジタル地域通貨アプリの普及率の低さやデジタル対応が難しい層への対応など、課題も抱えている。事業の成功には、アプリの改善や代替手段の検討、そして、県民全体のデジタル活用を支援する取り組みが不可欠であり、すべての県民がデジタル化の恩恵を受けられるよう、公平性と利便性を両立させた事業運営を行う必要がある。また、事業の性質上、多くの困難・課題があり、全国的にも成功例が少ない点を客観的に判断する必要があると考える。損失を最小化しこの事業実施のために使われた資源（ヒト、カネ、モノ、情報、ノウハウ等）を再配分するために、場当たり的に対応するのはなく、どのような状態になったらどのようタイミング・方法で撤退するかといった撤退戦略（休止戦略も含む）についても予め考慮に入れておく必要があると思われる。	DX推進課
25	成果指標の設定について	意見	23	91	デジタル地域通貨事業の事務事業カルテにおいては、成果指標として「デジタル地域通貨を活用した事業数」が設定されているが、これは、成果指標というより活動指標に近いと考えられる。デジタル地域通貨を導入することによって得られる成果について具体的にどうなることを期待しているのかを明確化し、数値目標を適切に設定することが望まれる。 例えば、成果指標としては、既存事業の何割を現金給付からデジタル地域通貨に置き換えるかなど、行政のDXに関する成果指標を設定することが考えられる。	DX推進課

「ふくいきンシェルジュ」の活用を促進するためには、広報だけでなく、県民が利便性を実感する機能も追加していく必要がある。令和7年4月に市町とアプリ型行政推進協議会を立ち上げたところであり、同協議会において情報発信やデジタルサービスの提供、データ連携基盤の在り方を検討していく。

デジタル地域通貨の運用コストについては、県の負担を低減していくため、運営事業者と協議し、長期的な目標を設定しており、今後運用コストの削減に努めていく。事業のコストと便益の評価については、HP等での公表を検討していく。

現在国においてマイナンバーカードやマイナポイントの活用を一層進めることとしていることから、その動向を確認しながら公的個人認証によるアカウント整備を検討したい。
行政の費用負担低減については、持続可能な運営に向けて引き続き事業者と協議を行っていく。

「はびコイン」は当初より、行政給付の迅速化や地域活性化のツールとすることを目的とし導入しており、令和7年度は県・市町・民間事業者あわせて50以上の事業に利用されている。
また、今後民間事業者の利用拡大により、行政の費用負担を低減していくこととしており、持続可能な運営に向けて引き続き事業者と協議を行っていく。

「ふくくアプリ」の登録者は19万人を越え、着実に利用が広がっている。一方で、デジタル対応が難しい層への対応として、各地でサポート会を実施しているほか、令和7年度は市町と協力しデジタルガイド対策の実証事業を行い、今後の対応を検討しているところである。事業継続に向けて、利用データをもとにした定期的な便益の分析を行いながら、長期的なコストの削減や運営事業者による収益確保について引き続き協議していく。

「デジタル地域通貨を活用した事業数」ではなく、「デジタル地域通貨アプリ（ふくくアプリ）利用者の満足度」を成果指標として設定し、利用者にアンケートを実施した。

26	活動指標および成果指標の設定について	意見	24	95	地図情報共有サービスを用いた地域課題解決事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として県民等の「投稿数」、成果指標として県が構築した「利用分野数(地図サイトの利用カテゴリの数)」を設定している。県が設定した活動指標および成果指標は逆にしたほうが適切である。すなわち、県の活動量を表す活動指標として、県が設定し利用できる地図サイトのカテゴリ数、成果指標として県民等が地図サイトに投稿した投稿数が適切である。	地図情報共有サービスは各都に周知・働きかけを行っていたが利用が低調であったことから令和7年度は事業の実施を見送った。他の事業でも頂いたご意見に留意したい。	DX推進課
27	地図情報共有サービスにおける県民の利用増加策について	意見	25	95	地図情報共有サービスは、令和6年9月には本格運用(県民からの投稿受付)が始まり、令和7年2月には利用分野は11となったが、依然として利用増加策を講じる必要がある。周知の方法や回数、県は県民の利用増加策を講じる必要がある。周知の方法や回数を見直すとともに、県民が投稿する意欲が薄くサイト作りをすることが望まれる。	地図情報共有サービスは各都に周知・働きかけを行っていたが利用が低調であったことから令和7年度は事業の実施を見送った。	DX推進課
28	補助金概算払いにおける過大支出について	指摘	3	114	県は、タクシー配車アプリ導入事業の運営において、補助事業者から提出された補助金交付請求書(概算私)の計算根拠資料につき、概算請求額の計算誤りがあるにもかかわらずこれを見逃し、不必要な概算額550千円を過大支出している。一部の事業者の補助金請求見込みが補助対象経費見込みを上回っていたにもかかわらず、チェックが十分でなかったために、概算請求額の過大を看過したものである。この過大支出は、概算私で発生したことであり、その後の事業完了後の精算にて県に返還されており、最終的には過大支出となっていないものの、財源管理の観点から事業者に対して必要な支出を行うべきではない。概算払いにおいても請求根拠の十分な確認が必要である。	補助金取扱事務においては、概算払いについても請求根拠の十分な確認を行うよう所属内で周知徹底するとともに、間違いないよう複数人で確認することとした。	交通まちづくり課
29	補助対象経費の消費税等相当分の取扱い方法の記載について	意見	26	115	消費税の制度上、免税事業者が、また、課税事業者でも本則課税が、簡易課税が、さらに、本則課税でも公共・公益法人等に特定取入がある場合の仕入控除税額の調整を行う事業者が否かなど、補助事業者の状況により様々な取扱いの違いがある。これを十分に把握・斟酌しないと、補助対象経費に消費税等相当分がある場合の取扱いを誤る可能性があることから、補助事業者の状況に応じた消費税の取扱い方法についても交付要領等に明記することが望まれる。	補助金取扱事務においては、補助金交付要領の作成時に消費税の取扱いについて明記するよう所属内で周知徹底するとともに、間違いないよう複数人で確認することとした。	交通まちづくり課

30	活動指標および成果指標の設定について	意見	27	116	タクシー・DX化支援事業の事務事業カルテにおいては、地域住民や県民の利便性向上を目標とし、キャッシュレス決済の導入などへの支援により交通分野におけるDXを進めることとしている。県は、活動指標として「配車アプリ導入率・キャッシュレス決済端末導入率」を設定しているが、これらは手段の評価であり、目標が成果として達成できたかどうかの評価でない。上記の指標は活動指標として設定し、その先における目標の達成状況を成果指標として評価することが望まれる。例えば、「現金/キャッシュレスの利用割合の動向」、「電話/配車アプリによる迎車割合」などが指標として考えられる。他にも「利用者アンケートの高評価」なども成果指標測定に役立つであろう。	本事業は完了しているため、今後類似の交通分野のDX化にかかわる事業を実施する際には、事務事業カルテの作成時に事業の効果等について正確な分析を行い、適切な成果指標を検討するよう、所属内での共有を行った。	交通まちづくり課
31	成果指標の設定について	意見	28	121	地域公共交通キャッシュレス化推進事業の事務事業カルテにおいては、成果指標として「交通系ICカードの路線バスへの導入台数」を設定している。ただし、事業目的である「運賃支払時のキャッシュレス化を進め、地域住民や観光客の利便性向上を図る」という観点からの評価が不足している。成果指標は、目的である「地域住民や観光客の利便性向上を図る」という観点から設定することが望まれる。例えば、成果指標として「機器の利用率」や「利用金額・利用者アンケートの高評価件数」などを設定すれば、利用・活用という「使う」側面が評価でき、事業費が有効に使われたかどうかの評価をより適切に実施できると考える。	本事業は完了しているため、今後類似の交通分野のDX化にかかわる事業を実施する際には、事務事業カルテの作成時に事業の効果等について正確な分析を行い、適切な成果指標を検討するよう、所属内での共有を行った。	交通まちづくり課
32	活動指標および成果指標の設定について	意見	29	126	嶺南地域公共交通充実支援事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「嶺南広域行政組合を通じて行う市町への補助件数」、成果指標として「小浜線、バス等の年間利用者数」と事務事業全体の目標としてそれぞれ一つ設定しており、サブ事業であるキャッシュレス決済導入の事業に係る指標は特に設定されていない。活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。	サブ事業がある場合にはそれぞれに通じた活動指標および成果指標を検討するよう、所属内での共有を行った。本事業については、令和7年度からは「小浜線、バス等の年間利用者数」に加え、サブ事業である「地域ごとの鉄道・バスへのキャッシュレス決済導入状況」についても確認を行っている。	交通まちづくり課

33	オンライン診療の補助件数について	意見	30	131	公立診療所における医療DX推進事業の補助対象となったオンライン診療の実施は、専門医によるオンライン診療で、1件のみであり、延べ日数も3日間だけであった。実際には、補助対象となるオンライン診療は他にも実施されており、申請すれば補助対象となったものもあると推測される。	本事業については実証事業を令和5年度まで終了し、令和6年度からは、オンライン診療を行う公立診療所に対する補助事業として取り組んでいる。補助金制度について、診療所に対し周知診療を行った結果、令和6年度はオンライン診療を行った6年度の診療所（5施設）から補助金申請があった。	地域医療課
34	活動指標および成果指標の設定について	意見	31	132	公立診療所におけるDX推進事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「オンライン診療の実証回数（回）」、成果指標として「オンライン診療の実証を行う診療所数」を設定している。当事業の目的は、医療へのアクセスに制約のあるべき地域等に立地する診療所においても質の高い医療を行うためにオンライン診療の導入等を行うことである。そのため、活動指標が「オンライン診療の実証回数（回）」であり、成果指標が「オンライン診療の実証回数（回）」がより適切と考えられる。また、オンライン診療の目標回数が施設ごとに四半期に1回となっており、年間ペースで4回であり、実質利用されていない回数と思われる。目標回数としては少ないと考えられる。全体の診療件数に対する目標割合等を考慮して、目標回数を設定すべきである。また、活動指標として、「導入に向けての医療機関との意見交換回数」や「患者や地域住民への広報活動実施回数」を掲げることでも事業の目的達成のためにもよいと考えられる。	本事業については実証事業を令和5年度まで終了し、令和6年度からは、オンライン診療を行う公立診療所に対する補助事業として取り組んでいる。この補助事業において、令和8年度より活動指標を「オンライン診療の実証を行う診療所数」、成果指標を「オンライン診療の回数（回）」とする。また、広報の実施状況など成果創出に資する新たな活動指標の設定について、実施状況も踏まえ検討していく。	地域医療課
35	活動指標および成果指標の設定について	意見	32	144	「ふく育」応援事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「バスポート会員数」を設定し、18歳未満の子どもがいる世帯が100%会員登録を目標としており、同じ単位での比較検討が値は年度末の人数でカウントしており、同じ単位の比較検討がなされていない。目標値と実績値は同一の単位でカウントし比較報告される必要がある。また、成果指標として「合計特殊出生率」を設定しているが、合計特殊出生率は、他の要因の影響が大きく、当事業に対する成果とするには直接的な関連性が乏しい。成果指標は、当事業と直接的な関連性が認められる適切なものを設定することが望まれる。例えば、「子育ての満足度の向上」や「育児関連支出の前減効果」などがよいのとは考えられる。	事務事業カルテおよび、監査資料など本事業の成果指標をバスポート会員数に統一したほか、活動指標として「ふく育」応援団の参加件数を設定した。	こども未来課

36	「ふく育バスポート」の稼働率について	意見	33	146	令和6年10月時点における「ふく育バスポート」の利用状況を分析したところ、通近6か月間の利用実績が約3割にとどまり、1年間ログインしていない会員が約4割いることが分かった。これは、「ふく育バスポート」の会員の約半数が利用していないことを意味しており、子育て世帯にとって魅力的なサービスとなっていない可能性があり、ふく育バスポート事業全体の効果を最大限に引き出すため、県は、利用状況の改善に向けた取り組みを検討していくことが望まれる。	ふく育バスポートのホームページを改修し、対象店舗の検索機能を向上させたほか、ログイン期間の延長やプレミアムパスポートの対象拡大等に取り組み、利便性の向上を図った。また、福井県の販促キャンペーン等、ふく育バスポートを活用したコロナボ事業も展開し、より多くの方に利用頂ける環境作りに取り組んだ。	こども未来課
37	「ふく育バスポート」の効果測定について	意見	34	148	「ふく育バスポート」は、利用者がスマートフォンを使って、「ふく育バスポート」のバスポート画面を店頭で見ることにより、企業が独自に設定した割引や優待を受けられる仕組みとなっているが、どの店舗でどれだけの情報が集まる仕組みにはなっていない。そのため、「ふく育バスポート」でどの企業のどの割引や優待が子育て世帯にとって必要とされているのかニーズを把握することができていない。「ふく育バスポート」事業を発展させるためにも、ふく育バスポートの利用実態を把握できる仕組みを整えることが望まれる。	デジタル、非デジタルに関わらず、ふく育バスポートの利用実態把握には、膨大な時間と費用を要するため、利用者アンケートなど、県および協力企業に負担をかける方法によるニーズ把握を検討する。また、現在、ふく育バスポートの連携を進めており、今後、利用者や協力企業の負担が少ないデジタル方式の調査等も検討していく。	こども未来課
38	ふく育の公式LINEについて	意見	35	149	ふく育の公式LINEアカウントについて監査時点の登録者数は20,779人となっている。ふく育バスポートの会員数は60,000件超えるにもかかわらず登録者数が少ない。理由として、ふく育の公式アカウントがLINEで検索した場合表示されないことにも問題があるのではないかと考えられる。現状、公式アカウントの登録もホームページからのリンクからではなく発見できないため、より簡単に公式アカウントを登録できるよう改善することが望まれる。	福井県子育て応援サイト「ふく育」を令和7年度中に改修し、トップページ内に「ふく育LINE」の周知を予定している。	こども未来課
39	ふく育ポイントについて	意見	36	151	ふく育応援団店舗で使用できる「ふく育ポイント」の発行にあたり、対象者の名寄せ、ポイント交付用の二次元コード付きハガキの郵送等、追加的な負担が生じており、事業費195万円のうち50万円が委託料として消費されている。当事業は、有効性、公平性、効率性の観点から改善の余地があったと考えられる。今後もふく育ポイント交付による子育て支援を実施するのであれば、利用者にとって利便性の高い給付方法への見直し、利用可能店舗の制限の撤廃、マイナンバーカードの活用による給付プロセスの合理化と行政負担の削減といった施策を講じ、より実効性のある支援事業へと改善させることが望まれる。	今後同様の事業を実施する際の参考にさせていたたく。	こども未来課

40	委託先の選定について	意見	37	156	ふくいき移住ブーム創出事業におけるナッジを活用した移住促進PR業務においては、特定企業のみ履行可能として特命随意契約を行ったが、他の企業においても同様のサービスを提供していることが確認できた。 委託先の選定にあたっては、複数の候補から選定することを基本とし、特命随意契約は慎重かつ厳正に行う必要がある。	発注について、公募型プロポーザル方式に切り替え、複数の候補から選定するよう改めた。	定住促進課
41	活動指標および成果指標の設定について	意見	38	156	ふくいき移住ブーム創出事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「ふくいき移住ナビPV数」、成果指標として「新ふくいき人」を設定している。定住交流課の事務事業のうち、成果指標を「新ふくいき人」としている事務事業が10件に及んでおり、どの事務事業が成果指標「新ふくいき人」にどれだけ寄与しているのか、貢献度を把握することが困難であり、事業評価の精度が低下する可能性がある。指標は、事業目的に直接的に影響する指標を設定することが望まれる。当事業においては、福井県への移住に関心をもち、実際に移住するという行動に移すことを促すため、例えば、活動指標を「広告配信数、投稿数」とし、成果指標を「ふくいき移住ナビPV数」とするなどが考えられる。	令和6年度ふくいき移住ブーム創出事業の事務事業カルテにおいては、活動指標を「ナッジバナー広告配信回数」、成果指標を「ふくいき移住ナビPV数」とし、事業目的に直接的に影響する指標に改めた。	定住促進課
42	「ふくいき結婚応援ポータル」と「ふくいきコンシェルジュ」アプリとの連携について	意見	39	160	「ふくいき結婚応援ポータル」のWebサイトでは、婚活に関するイベント情報が豊富に掲載されている。しかし、現状の県民向けポータルアプリである「ふくいきコンシェルジュ」アプリでは、「ふくいき結婚応援ポータル」に掲載されている婚活関連情報へのアクセスができない。 若い世代への結婚支援をより一層推進するため、「ふくいき結婚応援ポータル」と「ふくいきコンシェルジュ」アプリとの連携強化を図り、「ふくいきコンシェルジュ」アプリ内で婚活関連情報が容易に閲覧できるよう、情報連携やリンクの設置などが行われることが望まれる。	ふくいきコンシェルジュにふくいき恋のアイコンを設定し、令和7年10月末から連携を開始した。	県民協働課
43	活動指標の設定について	意見	40	161	オールふくいき連携婚活応援事業の事務事業カルテにおける活動指標「マッチングシステム登録者数」は、令和3年度から令和5年度にかけて実績値が目標値よりも上回っているが、目標値は令和3年度から最終目標値まで1,000人のままである。 目標値を達成できたのであれば、目標値を据え置くのではなく、より多くの登録者数を確保しようとするインセンティブにも繋がるよう、より高い目標値に見直すことが望まれる。 なお、令和5年度補正の地域少子化対策重点推進交付金実施計画書では、年度末の会員登録数（センター登録数）の目標値が1,400人と設定されているので、これと整合性を図るのがよいと考えられる。	令和8年度予算要求資料の目標値を1,500人とした。	県民協働課
44	ふくいき結婚応援協議会会員負担金の返納について	意見	41	161	令和5年度のふくいき結婚応援協議会会員負担金について、県の予算負担金額と実績との差額が県に返納されているが、「ふくいき結婚応援協議会規則」や「ふくいき結婚応援協議会会計規程」には、返納に関する規定が存在しない。これでは、返納されるべき負担金が生じた場合に、返納について失念する可能性が生じる。このような事態を防ぐため、「ふくいき結婚応援協議会規則」または「ふくいき結婚応援協議会会計規程」に返納に関する規定を設け、返納の要件や手続きを明記することが望まれる。	返納についてルールを明記した細則を定め、令和7年4月1日から施行した。	県民協働課
45	福井県防災ネットの県民の利用状況について	意見	42	166	福井県防災ネットおよび福井県災害情報インターネットシステムは、その内容が充実していると思われるが、その運営管理のためには毎年度5千万円弱の支出が必要となり、また、県民がこれを認知し有効利用しているかどうかは把握できていない。 県民にこの防災情報を有効利用してもらうためには、県民の認知度や利用状況、このシステムへの評価・意見を調査し、それをシステムへ反映させることが望まれる。	本システムは災害時に県民へ周知するシステムのため、令和6年度2月の大雪時等において、SNS、新聞での広報を積極的に行い、また防災ネット上でも情報発信を積極的に行い、令和7年度総合防災訓練にてハンズオンイベントに福井県防災ネットのQR等を掲載し、普及啓発を図った。ハンズオンイベントは会場配布だけでなく県HPで公開している。	危機管理課
46	請負工事における変更理由書の記載について	意見	43	173	請負工事における変更理由書において、上下に分かれた表を設けて金額等の管理を行っているが、下の表の「増減額（通工）」欄に通工のみを記載すると、上の表の金額との整合性が確認できず、記載漏れや数値の入力ミスが生じてしまうおそれがある。これらの誤りを回避するために、通工以外についても記載し、上下の表の金額の整合性を担保するのが望ましい。	変更設計書を作成する上で、変更金額と内訳金額が突合するよう作成すべきこと、該当の変更設計書は、単に内訳に記載すべき通工以外の費用の記載が漏れていた。今後は、変更金額と内訳が突合する変更設計書を作成するよう周知徹底した。	農地保全整備課

47	成果指標の設定について	意見	44	177	ふくいの空から県民を守るドローン防災事業の事務事業カルテに おいては、成果指標が設定されていない。「災害時の状況把握の 予算であるため、成果指標の設定が困難」という理由について理 解はできるが、成果指標は事業の有効性を示す唯一の定量的な 指標であり、できる限り設定することが望ましい。 当事業は、その事業内容から「災害発生時にドローンを適切に運 用できる体制の確保」を目標としていると判断できることから、 例えば、「災害が予想される地域の災害用ドローンによる対応カ バー率 100%の維持」を成果指標として記載することが考えられ る。	令和6年度事務事業カルテにて新たに成 果指標を設定した。	土木管理課
48	変更契約の適切な実施に ついて	指摘	4	181	県立学校タブレット活用推進事業において、県の契約書特記事項 に関する指針の一部改正に伴い「委託業者等における個人情報等 の取扱い状況の確認依頼および契約書特記事項の一部改正につい て(通知)」(D推第1308号、情法第903号)に基づき、「情 報セキュリティに関する特記事項」および「個人情報取扱特記事 項」の内容変更(情報の廃棄処理の報告等)の変更契約書を作成 し、締結する必要があるが、失念していた。必要な契約変更 については忘れずに実施する必要がある。	契約に関する通知等が発出された際は、 契約担当者のみではなく、複数の職員で 通知内容を確認し、契約変更等の対応を 失念しないよう徹底した。	高校教育課
49	活動指標および成果指標 の設定について	意見	45	182	県立学校タブレット活用促進事業の事務事業カルテにおいては、 活動指標として「学校でロイノートが利用できる端末の割合 (%)」を設定している。整備することはもちろん大事業である が、実際に活用されて初めて、当事業の目標が達成できると考え る。活動指標としては、例えば、「学習支援アプリを利用した件 数」などを設定することが望まれる。 また、成果指標として「授業の内容がよくわかる」と答えた生徒の 割合(%)」を設定しているが、学習支援アプリを利用したこと による成果との関連が明確になっていない。当事業の活動の成果 として分かるように、例えば、「学習支援アプリの利用により授 業の内容が分かりやすくなった」と答えた生徒の割合(%)」とい った事業内容に直接的に結びつく成果指標を設定することが望ま れる。	「学校でロイノートが利用できる端末 の割合(%)」については、「学習支援 ツールを利用した割合(%)」に、「授業 の内容がよくわかる」と答えた生徒の割合 (%)」については、「ICT端末を利用 することによって授業の内容が分かりやすくな った」と答えた生徒の割合(%)」に変更 し、事業内容に直接的に結びつく成果指 標を設定する。	教育政策課

50	成果指標の設定について	意見	46	188	小中学校タブレット端末活用モデル事業の事務事業カルテにおい ては、成果指標として「授業でのタブレット端末の活用状況」を 設定している。それ自体は問題ないと思われるが、「授業および 家庭の両方から児童生徒一人一人の主體的な学び、個別最適な学 びを実現する」ということが事業目的であることから、「家庭に おけるタブレット端末の活用状況」も成果指標として加える方が よいと考える。	今後、同様にデジタル教科書の活用を推 進する事業を実施していく際には、「家 庭におけるタブレット端末の活用状況」 も成果指標として加えることを検討す る。	義務教育課
51	システムの活用について	意見	47	192	はびりゅうスポーツ広場は、まだ運用され始めて間もないもの の、月別の登録者数と入力回数と比較すると、入力回数は1人当 たり月に2回未満と小学生において当該システムの利用があまり なされていないようである。福井県の児童が運動することを促す ツールの一つとして有効と考えられることから、県内児童の運動 能力の向上を図る観点からも当該ツールについて整備・提供する だけでなく、実際に活用してもらうような活動や施策も行って いくことが望まれる。	はびりゅうスポーツ広場の学校での活用 を進めるため、先進的に取り組んでいる 8校の事例をまとめ、活用事例集として 令和7年3月に県内全ての小学校への周 知を図った。また、令和7年4月末に行 われた県体育主任会や県校長会におい て、積極的な活用を促した。さらに、児 童が自ら活用する環境づくりの一環とし て、サイト内に期間限定のアイテームを連 加したり、達成目標を設定し、それに じたアイテームを付与したりするなど、よ り活用してもらえような取り組みを進 めていく。	保健体育課
52	公募の公知性について	意見	48	193	はびりゅうスポーツ広場システム構築事業は、一律の仕様を作成 し、価格のみで調達を行う一般競争入札ではなく、最低限の仕様を 示し、提案内容と費用を総合的に判断し、県にとって一番良い内 容での調達を行うという観点から公募型プロポーザル方式により 調達を行っている。 ただし、実際に応募があったのは、1者のみであった。公募は、 県庁1F掲示版への掲示と、ホームページでの告知によって行わ れた。 公募型プロポーザル方式を採用した趣旨が満たされ、少しでも多 くの応募者が出てこられるよう、公募期間を長くする設定する、 掲示版への掲示やホームページでの告知だけでなく、ブッシュ型の 方法(事前登録者へのメール配信等)も導入するなどし、公知の 方法を工夫することが望まれる。	今後、公募型プロポーザル方式により調 達を行う際は、より多くの事業者が応札 できるように、福井県が運営する県内企 業・団体向けポータルサイト「ふくいナ ビ」にプロポーザル入札情報を掲載す る。	保健体育課

53	活動指標および成果指標の設定について	意見	49	194	はびりゅうスポーツ広場プロジェクト事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「児童の参加」を設定しており、事業目的達成として行う指標として問題はない。ただし、ただ参加しただけで目標を達成したことになり、事業の目的を達成できないうと資質の育成と体力の向上を図ることとして始めて児童の運動に精進を考える。そのため、例えば、10回以上参加等、一定回数以上の参加や一定期間の継続的な参加などを活動指標とすることが良いと考える。また、成果指標として「小学校5年生の1週間の総運動時間(分)」を設定しているが、解決すべき問題が「運動をする児童としない児童の二極化が進んでいる。」、問題を素子客観的データが「令和5年度小学生の1週間の総運動量60分未満の割合」であることを考えると、成果指標は「1週間の総運動量〇〇分(最低60分)以上の児童の割合」とするのが課題と整合し良いと考える。	活動指標に「1カ月の1人当たり記録回数」、成果指標に「小学5年生の1週間の総運動時間が60分以上の割合」を追加し、それぞれ適切な指標を設定した。	保健体育課
54	予算執行率の改善について	意見	50	204	県内企業のDX推進事業において、県は必要と考え確保した予算額のほぼ3分の1を執行できなかった。このことは、県内企業のDXに対する県の寄与度が十分ではないことを意味し、県内企業の成長・発展に好ましくない状況である。	当該事業の予算執行率が低い理由として、補助要件や支援方法が企業のニーズと合致していないことが原因であると考え、令和6年度から事業内容を見直した結果、予算執行率は改善した。	経営改革課
55	補助事業者の県への実績報告について	意見	51	205	補助事業者が県に提出し報告する県指定の実績報告書には、見込みと実績の差異の原因・理由を記載する欄がない。県は、この実績報告書に見込みと実績の差異の原因・理由を記載する欄を設け、それを記載した書類を添付させることにより、補助事業者に差異の原因・理由を調査・分析させ、書面で報告させる必要がある。	産業労働部経営改革課所管補助金等交付要綱第4条に基づき、補助金の執行見込みと実績の差異が大きい場合は補助事業計画変更承認申請を義務づけており、その中で原因・理由を確認している。	経営改革課
56	成果指標の設定について	意見	52	205	県内企業のDX推進事業カルテにおいては、成果指標として「県内企業のIoT導入率」を設定しているが、指標の測定頻度(2年ごと)や事業全体の成果を最も指標かどうかという観点から、適切とは言えない。活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。	令和7年度からは、事業全体の成果を表す「県の支援を通じてDXに取り組みだ企業数」を成果指標として設定し、その設定方法としてサブ事業ごとに指標を設定し積上げる形にしている。	経営改革課
57	デジタルバウチャー(「ふくく劇」の施策の方針変更)について	意見	53	213	「ふくく劇」による消費喚起事業の事務事業カルテにおいては、成果指標として「消費喚起額」を設定しており、令和3年度から令和4年度までは実績が目標を上回る成果を上げ、コロナ禍による消費の落ち込みを喚起するという点で成果を上げていた。しかし、令和5年度においては目標を下回っており、令和5年度に特定業種に絞ってバウチャーを発行する方針に変更したことが要因として考えられる。令和5年度についてもバウチャーの発行方針を変え、令和4年度までと同様の方針を継続すべきであったと考える。今後のバウチャー施策においては、過去の成功事例や消費者ニーズを十分に分析し、費用対効果の高い施策設計を行うことが望まれる。また、特定業種への支援を行う場合には、客観的なデータに基づき、有効な施策かどうかよく検証することが望まれる。	今後、経済状況が悪化し、消費喚起の施策が必要となった場合には、今回頂いたご意見を参考に高い費用対効果を得られるよう施策設計に取り組む。	商業・市場開拓課
58	活動指標および成果指標の達成状況と今後の対応策について	意見	54	217	スマート施設園芸拡大推進事業について、事業終了年度における目標未達成は、新型コロナウイルス感染症の拡大や資材高騰といった外部要因の影響が大きく、理解できる面もあるが、要因についてはより詳細な分析が必要である。特に、資材高騰の影響については、今後も引き続き資材価格が低下する見込みは低い状況であることを踏まえ、次期事業での対応策を検討する必要がある。	ランニングコストの低減について、次期事業において、燃油価格、電気料金の高騰に対応するために、事業者が省エネ設備等を導入する際の支援について、事業カルテに記載した。	園芸振興課
59	補助対象となる条件について	意見	55	218	スマート施設園芸拡大推進事業において、補助事業者の売上高目標は概ね3,000万円以上となることを補助要件としている。これは、利益目標500万円から逆算されたものである。県は、補助金の目的である大規模な農業経営の促進により、農業でも儲かることを示すためにも、より高い売上高目標を設定することが望まれる。	売上目標高3,000万円は農業において、高い目標であるため、補助要件としては適切であると考えられる。現在、売上高目標3,000万円を目標とした事業を検討している事業実施主体もあため、次期事業において、売上目標高に加え、所得目標を設定する。	園芸振興課

60	補助事業の申請書類の検証について	意見	56	223	備かふる、いく型農業総合支援事業（スマート農業型のみ）における令和5年度の補助事業において、事業者から提出された収支計画書に、役員報酬の計上誤り、収入合計額の不一致といった記載誤りが検出された。 些細な数値の誤りではあるが、収支計画は補助事業採択決定において重要な資料である。時間的、人力的に十分なチェック体制を確保する必要がある。	補助事業の採択決定において公正な審査を行うため、経営指導を行う現場担当と事業担当の複数人でチェックする体制を整えた。	園芸振興課
61	活動指標および成果指標の設定について	意見	57	227	中山間総合対策支援事業の事務事業カルテにおいては、いくつかのサブ事業を行なっているが、活動指標および成果指標は、そのうちの一部のものについてのみ記載している。活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。	宮農省力化支援事業について、新たに活動指標として年間支援集落数、成果指標として作業を10%以上省力化した集落数を設定した。	中山間農業・畜産課
62	データの活用について	意見	58	233	森林クワワードシステム導入事業によって整備された森林情報に関するデータの活用については、現状、森林整備のために使われている。当該情報については、相続税評価における立木の評価等にも活用できると考えられ、森林の立木の評価の効率的な運用に役立てられるようにするなど、さまざまな場面で活用されていくようにすることが望まれる。	森林整備以外におけるデータの活用について、他県事例を参考に検討していく。	森づくり課
63	活動指標の設定について	意見	59	233	林業DX推進対策事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「航空レーザ計測面積(ha)」を設定しているが、これは、航空レーザ計測による地形・資源のデジタル化事業には該当するが、森林クワワードシステム導入事業とは直接関係がない。活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標を設定することが望まれる。	森林クワワードシステム導入事業における活動指標として、データ適正化を奨励した市町村数を記載した。	森づくり課
64	ドローンの活用について	意見	60	234	森林調査は、これまで有人航空機や人力による地上調査が主流であったが、近年、ドローンを活用した方法も行われてきている。ドローンを活用することで、労力やコストの削減、高精度なデータの取得、安全性の向上、迅速な処理、環境負荷の低減といった多くの利点があり、持続可能な森林管理と効率的な資源利用に貢献すると考えられる。 今後もドローン技術の進化が期待される中、県は、ドローンを活用した森林調査方法の研究・導入を検討していくことが望まれる。	森林航空レーザ計測は、令和7年度中に県内全域の計測を終える予定。 令和8年度以降に計測データの更新が必要になった際に、手段の一つとしてドローンの活用も検討していく。	森づくり課

65	成果指標の設定について	意見	61	235	林業DX推進対策事業の事務事業カルテにおいては、成果指標として「県全体の県産材生産量(m ³)」を設定しており、各サブ事業はそれに影響を与えることから誤っているわけではないが、県産材生産量の増加は、各サブ事業の活動成果によるものほか、設備の導入や労働人数の増加等、生産能力の向上による面も影響することになる。成果指標は、各事業に適したものを決定し記載することが望まれる。例えば、成果指標として、施業地確保や路網計画の決定件数、果が目標としている全体の森林面積や地域に対する達成割合などがよいのではないかと考ええる。	成果指標として主伐の実施区域数を記載した。	森づくり課
66	委託契約における備品購入について	意見	62	240	「操業日誌を利用したスワフイグニッション技術の開発」研究委託契約内で購入したワークステーションの所有権は、研究委託が終了するまでは公立大学法人福井県立大学に帰属するが、委託契約の内容によっては、研究終了後に福井県に返還される可能性がある。 担当者が変わったとしても、このような備品がどこにあるかをより簡単に把握できるよう、一覧表を作成し、常時把握できるようにしておくことが望まれる。	令和7年度以降は共同研究契約書に物品の取り扱いについて条項を修正・新設。 台帳を備えること、複数年にわたって継続して委託する場合は取得物品の状況報告を行うことを定めた。令和6年度以前の備品一覧表については作成を検討中である。	水産試験場
67	活動指標および成果指標の設定について	意見	63	246	DMOによる観光地域づくり推進事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「観光プレーヤー支援数」を設定しているが、これは他のサブ事業には該当するが、観光デジタルマーケティング(CRM)推進事業とは直接関係がない。 活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することから、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。	DMOによる観光地域づくり推進事業の各サブ事業の活動内容を精査し、事業目的および成果の特性に応じた活動指標および成果指標を設定することを検討していく。	観光政策課
68	事務事業カルテの各項目の記載内容について	意見	64	247	DMOによる観光地域づくり推進事業の事務事業カルテ上の各記載項目の中には、サブ事業ごとに内容が異なる項目があるものもあっても、全体の中の特定のサブ事業に関するものについてはみ記載しているものがある。 事務事業の規模が大きい場合や多岐にわたる場合、複数のサブ事業を実施している場合、見る側が誤った理解をしないよう、事業単位を評価可能な最小単位まで分けるか、事務事業カルテの各項目はサブ事業ごとに記載するなど、柔軟な使い方を必要があると考ええる。事務事業カルテを見る側が正しく事業の方針や動きを理解できる記載内容となるよう、改めて事務事業カルテの記載方法について検討することが望まれる。	DMOによる観光地域づくり推進事業における事務事業カルテの各項目について、閲覧者が誤解しないように、サブ事業ごとに分けて記載する形式を検討する等、柔軟な運用を行っていく。	観光政策課

69	委託先の選定について	意見	65	254	令和3年度にインバウンド向けウェブサイトの作成の際、総合的な見地から最適な事業者を選定する提案募集を行い、委託先を選定している。しかし、令和3年度の入札資料を確認したところ、主に多言語での情報発信能力を重視されており、SNSコンテンツ制作の専門性は十分な検討対象となっていないように見受けられる。今回の委託内容については、SNS運用業務であり、前回入札とは求められる専門性が異なり、また、他の自治体でもSNS運用業務単独での競争入札や公募型プロポーザルが事例としてあるように、SNSでの情報発信が競争入札に適さない事業に該当するとは考え難く、特命随意契約により同じ委託先とすることは妥当ではなかった可能性が高いと考ええる。今後の委託先選定については、複数の候補から選定することを基本とし、特命随意契約は慎重かつ厳正に行う必要がある。	インバウンド向けウェブサイトのリニューアルに合わせて、SNS運用の業務委託を取りやめ、福井県観光連盟の運営へと切り替えた。なお、今後、同様の業務発注を行う際には、公募型プロポーザル等により経験や専門性を踏まえて、複数候補から選定するよう見直す。	インバウンド向けウェブサイトのリニューアルに合わせた、SNS運用の業務委託を取りやめ、福井県観光連盟の運営へと切り替えた。なお、今後、同様の業務発注を行う際には、公募型プロポーザル等により経験や専門性を踏まえて、複数候補から選定するよう見直す。	インバウンド交流課
70	活動指標および成果指標の設定について	意見	66	255	インバウンド向けデジタルマーケティング推進事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「SNSフォロワー数」、成果指標として「ウェブサイトPV数」を設定しているが、令和4年度から令和5年度にかけてSNSフォロワー数が増えているもののPV数は減少している。活動指標と成果指標に相互関連性がなく設定に問題があると考ええる。また、SNSフォロワー数が活動指標となっているが、活動の結果、フォロワー数が増加するのであって活動指標に設定することは適切でない。活動指標と成果指標について、例えば、活動指標についてはオリジナルコンテンツの制作件数や投稿件数、成果指標についてはウェブサイトPV数、SNSフォロワー数、ウェブサイトPV数±広告費用、SNSフォロワー増加数÷広告費用など、費用対効果の測定可能性を考慮して設定するのがよいと考ええる。	活動指標について、事業の活動量を示す「ウェブサイト更新回数」に見直した。	インバウンド向けウェブサイトを全面刷新してCMS機能を持たせるとともに、SNSおよびウェブサイトの管理運営を福井県観光連盟に移管・内製化し、コンテンツの充実や適時の情報発信を行える体制に見直した。	インバウンド交流課
71	事業の経済性について	意見	67	257	インバウンド向けデジタルマーケティング推進事業においては、令和3年度35,666千円、令和4年度25,228千円、令和5年度34,739千円の計95,633千円の投資を行い、ウェブサイトのPV数（英語、繁体字、簡体字の合計）は令和4年度35,905PV、令和5年度34,228PVであった。ウェブサイトの1PVあたりの事業費は、令和4年度と比較して令和5年度は増加しており、費用対効果が悪化しており、ウェブサイトやSNSの運営、管理体制について見直しが必要である。また、SNSの運営費や広告費について、費用対効果の再検証を実施し、ウェブサイトやSNSの運営・運用方法についてもコンテンツの質の向上に取り組んでいくことが必要である。	活動指標について、事業の活動量を示す「ウェブサイト更新回数」に見直した。	インバウンド向けウェブサイトを全面刷新してCMS機能を持たせるとともに、SNSおよびウェブサイトの管理運営を福井県観光連盟に移管・内製化し、コンテンツの充実や適時の情報発信を行える体制に見直した。	インバウンド交流課
72	活動指標および成果指標の設定について	意見	68	261	新幹線開業時ミュージアム誘客拡大事業の事務事業カルテにおいては、活動指標として「企画展開催数」、成果指標として「企画展観覧者数」を設定しているが、事業の目的である「インバウンド対応」との関連性が低いと考えられる。本来は、インバウンドで訪れた人数や満足度を把握することが理想だが、それが難しい場合でも、多言語対応した施設の来場者数や多言語化したホームページのPV数などを成果指標として設定する方が適切であり、企画度に限定した指標とするべきではないと考ええる。	活動指標について、事業の活動量を示す「ウェブサイト更新回数」に見直した。	インバウンド向けウェブサイトを全面刷新してCMS機能を持たせるとともに、SNSおよびウェブサイトの管理運営を福井県観光連盟に移管・内製化し、コンテンツの充実や適時の情報発信を行える体制に見直した。	インバウンド交流課
73	Free Wi-Fiの設置について	意見	69	267	福井城復元アプリは、アプリ本体と3Dデータのダウンロードに大容量の通信を必要とし、利用者にとって負担が大きい。そこで、城址敷地内には福井市のフリーWi-Fiスポットが設置されている。ただし、隣接する福井市中央公園にも福井市のフリーWi-Fiスポットが設置されており、向者のエリアが一部署置している箇所がある。このような重複箇所については、向自治体が連携してWi-Fiスポットを設置・運営することで、設置費や運営コストの削減が行われることが期待される。	活動指標について、事業の活動量を示す「ウェブサイト更新回数」に見直した。	インバウンド向けウェブサイトを全面刷新してCMS機能を持たせるとともに、SNSおよびウェブサイトの管理運営を福井県観光連盟に移管・内製化し、コンテンツの充実や適時の情報発信を行える体制に見直した。	インバウンド交流課
74	活動指標および成果指標の設定について	意見	70	268	福井城址活用推進事業の事務事業カルテにおいては、いくつかのサブ事業を行っているが、活動指標および成果指標は、サブ事業ごとに設定されていない。活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれのサブ事業ごとに適した活動指標および成果指標は異なることから、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定することが望まれる。	活動指標について、事業の活動量を示す「ウェブサイト更新回数」に見直した。	インバウンド向けウェブサイトを全面刷新してCMS機能を持たせるとともに、SNSおよびウェブサイトの管理運営を福井県観光連盟に移管・内製化し、コンテンツの充実や適時の情報発信を行える体制に見直した。	インバウンド交流課
75	事務経費の予算について	意見	71	278	補助金交付先が作成した県内観光促進事業（いこよ！キャンペーン）実施計画書によれば、予算額120,000千円のうち、クーポン原資77,000千円を除く事務経費が43,000千円と見積もられており、実に35.8%が事務経費にかかる計画となっている。当初計画から事務経費が多額に見積もられており、事務経費の内訳については十分な検討がなされていない。事務経費の予算については、具体的な準備活動等の積み上げによる予算ではなく、クーポン原資に対して最も効果的かつ効率的な運用がなされるよう、複数プランを算定し、最も費用対効果が優れたものを採用するよう改善することが望まれる。また費用対効果の測定指標として民間で使われている指標を用い、計画段階から事務経費が事業規模に対して妥当な水準であるのか比較できるようにすることを検討することも望まれる。	活動指標について、事業の活動量を示す「ウェブサイト更新回数」に見直した。	インバウンド向けウェブサイトを全面刷新してCMS機能を持たせるとともに、SNSおよびウェブサイトの管理運営を福井県観光連盟に移管・内製化し、コンテンツの充実や適時の情報発信を行える体制に見直した。	観光政策課
						令和8年度からは多言語対応した4箇の来場者数を成果指標として設定する。	文化課	
						今後類似の事業を行う際には、他自治体との連携により効率的な事業運営を実施する。	交通まちづくり課	
						サブ事業がある場合にはそれぞれに適した活動指標および成果指標を検討するよう、所属内での共有を行った。	交通まちづくり課	
						今後、同種の事業を行う場合には、民間で使われている手法なども検討しながら、複数のプランを想定し、予算の範囲内で最も費用対効果が優れたものを採用するようしていく。	観光政策課	

76	紙クーポンとデジタル地域通貨を 域通貨を交付する場合の 事務経費削減について	意見	72	278	デジタル地域通貨を発行することで事務経費の削減が期待される べきであるが「ふくいdeお得意こーよ!キャンペーン事業」で は、紙でのクーポン発行とデジタル地域通貨の両方を発行したた め事務経費が二重にかかっていた。また、デジタルでの発行に伴 い店舗用二次元コードのための経費も発生していた。スマートフ ォンを持たない宿泊客への対応として紙クーポンが必要であるな らば、紙クーポン発行対象を限定することで、消費者および店舗の負担を軽減 し、全体的なコスト削減を図っていくべきであった。	今後、紙クーポンとデジタル地域通貨を 交付する事業を行う場合には、ご意見 いただいた手法を含め、事業目的や効果、 利用者の利便性なども動案した適切な手 法かつ適切な事務経費になるようにして いく。	観光政策課
77	再々委託承認申請書の記 載事項について	意見	73	303	Microsoft Teams による外部とのコミュニケーション拡張に係る 専用ツールの導入及びライセン提供業務において作成された 『再々委託承認申請書』において、記載事項として、「再々委託 先が取り扱う情報」があるが、当該記載事項が空欄のままとなっ ていた。 該当がなかったことから空欄にしたとのことであるが、県は、記 載が要求されている事項については、該当がない場合であっても 「再々委託先が取り扱う情報はなし。」や「再々委託先が取り扱 う情報は存在しない。」など何らかの記載を求め、記載が漏れて いるとの誤解や不必要な確認作業を避ける観点からも記載を求め るべきである。	当該案件については、令和7年1月6日 付で委託先より個人情報や機密を要する 機微情報を扱わないことを確認している 旨の文書を提出いただいた。 再委託先および再々委託先において取り 扱う情報が無い場合であっても、承認書 は空欄とせず該当がない旨の記載を求め るよう、課内に周知徹底していく。	DX推進課
78	活動指標および成果指標 の設定について	意見	74	303	デジタル県庁推進事業の事務事業カルテにおいては、いくつかのサ ブ事業を行っているが、活動指標および成果指標は、そのうちの 一つである「DRPAを活用した事務処理の効率化」に関するもの のみであり、その他の各サブ事業に対するものと直接的に繋が るものではない。 活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれ サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標は異なることか ら、サブ事業ごとに適した活動指標および成果指標を設定するこ とが望まれる。	令和8年度当初予算より、予算要求方法 が変更となったことに伴い、デジタル県 庁推進事業については、サブ事業を独立 した一つの事業として予算要求予定であ り、各サブ事業ごとに活動指標および成 果指標を設定することとなる見込みであ る。	DX推進課
79	「福井県電子申請サービ ス」のサイトの使いやす さの改良について	意見	75	341	県民(市民)は自分が申請・届出しようとしている事項が県・市 町のどちらへの申請・届出事項かわからない場合は、「福井県電 子申請サービス」のホームページから県または各市町のサイトに アクセスしてから申請・届出事項を選択または検索するようにな っている。 県が市からどちらに申請するか分からない県民のため、あるいは、 県からどちらにも申請する省くため、ホームページから直接検索条件 を設定・入力できるようにすることが望まれる。	県民が使いやすいサービスとなるよう、 改修について事業者と協議していく。 なお、令和6年度に導入した手続きナビ においては、ライフイベント毎に利用者 に必要な手続きや準備物、対象窓口、電 子申請が可能な手続き等を県・市町あわ せて案内することができ、迷うことなく 必要な申請等を把握することが可能であ る。この、手続きナビの導入自治体を拡 大することで、住民の利便性向上に努め ていく。	DX推進課
80	標準外経費における活動 指標および成果指標の設 定について	意見	76	342	県は、電子申請システム運営事業の支出は経常費用として活動 指標および成果指標を設定していない。しかし「標準外経費」に 該当するこの事業においては、その支出の効果を測定し事業評価 を行うために指標の設定が必要であると考える。例えば、電子申 請サービスにおいては、活動指標として「オンライン化された手 続数」、成果指標として「電子申請件数」、施設予約サービスに おいては、活動指標として「予約可能な施設数」、成果指標とし て「オンライン予約数」が考えられる。	「電子申請サービス」および「施設予約 サービス」については、あくまで住民サ ービスの利用手段の一つとしてあり、デジ タルに不慣れた県民もいっしょにやるなど アナログでの対応も重要であることを踏 まえ、一部の項目において指標を設定し た。	DX推進課
81	再委託の範囲や全体像の 明確化について	意見	77	355	再委託承認申請書の記載内容だけでは、委託と再委託の範囲や 全体像の把握が容易でなく、再委託がどうか判断しにく い。 再委託をする際には、再委託業務範囲について、全体の委託業務 のうち、どの範囲で再委託がされているか分かるように、業務内 容や業務プロセスごとに役割分担表を作成し、再委託業務の範囲 に依る合理性があるか分かるようにすることが望まれる。	全体の委託契約のうち、どの範囲で再委 託がされているかがわかるように、再委 託の業務内容や業務プロセスがわかるも のを、再委託承認申請書と併せて委託業 者に提出させるようにする。	審査指導課
82	マイナンバーカードの取 得推進について	意見	78	366	国の事業の一環として行われていたマイナンバーカードの取得促 進事業が令和5年9月に終了した後においては、マイナンバーカ ードの普及のための施策や事業等は特に実施されていない。 県民の利便性向上や行政のデジタル化の促進を図っていくために も、取得していない県民への個別対応やマイナンバーカードを活 用したサービスの提供を実施し魅力を高めるなど、何らかの施策 を実施し、引き続きマイナンバーカードの取得推進に向けて取り 組んでいくことが望まれる。	令和6年度末時点の県内のカード交付率 は89.8%となっており、ほぼ全ての県 民にマイナンバーカードが普及してい る。 今後も、カードの交付事務や利活用に関 する国からの情報提供に加え、他県の先 進的な取組み事例を紹介するなど、今後 も引き続き市町の交付事務の支援を実施 していく。	市町協働課

83	活動指標の設定について	意見	79	377	「FUKUI SAFETY PROJECT」事業において、活動指標として「交通事故死者数」を設定しているが、活動指標を設定していない。 経済性・有効性・効率性などの観点から事業の評価を行うためには、成果指標だけでなく、この事業の支出によって行われた活動の結果を表す適切な数値を活動指標として設定すべきである。 また、活動内容が異なる複数のサブ事業を行っている場合、それぞれサブ事業ごとに適した活動指標を設定することから、サブ事業ごとに適した活動指標を設定することが望まれる。	令和6年度の事務事業カルテにおいて、活動指標に「新聞広告による広報回数」を設定した。 設定した活動指標は、交通安全広報啓発事業で令和4年度から、高齢ドライバー交通事故防止対策事業で令和5年度から行っていることから、数年の実績があり、今後も継続して行う見込みのある活動であるため採用したものの。	交通企画課
----	-------------	----	----	-----	---	---	-------

※ ページは「令和6年度包括外部監査の結果報告書」ページ

福井県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、知事から、令和5年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、その内容を次のとおり公表する。

令和8年2月24日

福井県監査委員

令和5年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：港湾事業・漁港事業に関する財務事務の執行および事業の管理運営について

所管部局・課名 土木部港湾空港課

通番	指摘事項および意見の概要		内容	講じた措置等の内容		
	項目	区分			ページ	
11	港湾整備事業特別会計に関する情報の充実について	意見	6	93	<p>県は、港湾整備事業特別会計に係る経営戦略を策定し、公表しているものの、直近では令和2年度に公表したものが過後である。</p> <p>情報のみが記載されており、今後の具体的な収支計画や地方債残高の償還状況やスケジュールが記載されておらず事業の全体が不明であり、情報の充実が望まれる。</p> <p>特別会計は、独立採算性が基本であり、各事業で収支が適切に随われて、地方債の償還が適切に行われているかといった情報が県民にとっても重要となるため、事業ごとに将来スケジュールと合わせた県民への情報の開示の充実を検討していただきたい。</p>	<p>総務省のマニュアルに基づき、福井県では各特別会計における経営戦略を5年に1度改訂しており、当会計においては令和7年度中に改定を行う予定。次期改定においては、具体的な収支計画や償還状況、スケジュール等の情報の充実を図るにあたって、記載内容を検討中である。なお、公開は令和7年度末を予定している。</p>
25	地方港湾における港湾BCPの策定について	意見	16	119	<p>港湾BCPについては、現在、重要港湾である敦賀港についてのみ策定している。</p> <p>ただし、大地震等の自然災害等が発生した場合に、港湾の重要機能を最低限維持できるようにするため、地方港湾としておくことは、地方港湾でも重要である。そのため、地方港湾である福井港、和田港、内浦港、鷹巣港においても積極的に港湾BCPの策定に取り組むことが望まれる。</p>	<p>地方港湾においても、それぞれの港の特性に応じた港湾BCPの策定に向けて関係者との調整のための作業を令和7年5月から作成しており、関係者調整のち令和7年度中の策定を予定している。</p>

26	災害対応マニュアルについて	意見	17	120	<p>災害時の対応マニュアルの整備状況を確認したが、県として『港湾関係災害対応初動マニュアル』を整備しており、それに基づいて対応している。ただし、当該マニュアルについては、災害対応体制の設置基準、参集体制、連絡体制、報告体制等に関する記載が中心となっているものであり、実際に災害が発生した場合に、「いつ」「だれが」「何をするか」といった実際の状況に応じた対応方法については、記載されていない。港湾BCPが策定されている敦賀港については具体的な対応方法が記載されており、それにてカバーできていると考えられるが、それ以外の港湾については、県は、想定されるいくつかのパターンについては、迅速に行動できるようマニュアル化しておくことが望まれる。</p>	<p>地方港湾においても災害時の実際の状況に応じた具体的な対応も含めた港湾BCPの策定に向けて、それぞれの港湾において、関係者と調整のための作業を令和7年5月から作成中である。なお、関係者調整のち令和7年度中の策定を予定している。</p>
----	---------------	----	----	-----	--	---

指摘事項および意見の概要				内 容	講じた措置等の内容	
通番	項 目	区分	ページ			
49	利用料金の徴収について	意見	32	227	<p>利用料金の徴収は利用者へ紙の納入通知書を郵送し、料金の支払いを依頼している。</p> <p>印刷・郵送コスト、事務手続の負担を鑑みると、納入通知書を郵送して支払いを依頼するのではなく、電磁的な方法で料金の通知を行えるよう改善すべきである。また、納入通知書では県内の金融機関しか対応できないため、県外の場合、取り扱い可能な銀行がより限定されるため、利便性が劣る。より簡単に支払いてきよう、電子マネーやクレジットカードでの支払方法に対応できるように改善すべきであり、また、それに併せて徴収事務手続の見直しをすることが望ましいと考える。</p>	<p>会計局における財務会計システムの改修により電子収納に対応した。</p>
56	現物と漁港台帳の不一致について	指摘	21	234	<p>早瀬漁港において、漁港台帳の整備状況について確認したところ、台帳および付帯する平面図と現場の状況が乖離しているものが見受けられた。</p> <p>漁港台帳は、現状の漁港の姿を映す管理資料であるため、適切に整備する必要がある。特に用途が変化しているものについては、今後の活用を検討する基礎にもなりえることから、現場状況をふまえて適切に更新する必要がある。</p>	<p>現地確認を行い、現物と一致するよう漁港台帳および平面図を修正した。</p>
57	現物と漁港台帳の不一致について	指摘	22	235	<p>小浜漁港の漁港台帳の整備状況を確認したところ、現物は存在しているが漁港台帳上は記載されていない、漁港台帳を補足する平面図と漁港台帳の整合性が一部取れていないといった不備が見受けられた。</p> <p>漁港台帳は、漁港施設の多様性や施設の経緯・現状等を明確にすること、普通交付税や災害等対応の観点からも逐次整備される必要があり、整備することによって漁港施設の資産保全にもつながるため、漁港台帳の適切な整備運営を今まで以上に行っていく必要がある。</p>	<p>現地確認を行い、現場と一致するよう漁港台帳および平面図の修正作業中であり、令和7年度末までに完了を予定している。</p>

64	清掃協力金を募る看板について	意見	38	244	<p>早瀬漁港において、漁協から釣り客へ清掃協力金を募る看板が設置されていた。</p> <p>看板の設置は漁協が許可を得て実施しているが、そもそも漁協が独自の活動として清掃協力金の募集活動を行う体系となっていないのは望ましくない。清掃活動等の維持管理は、本来施設管理者である県が実施すべきものであり、この業務を適切な手法で漁協に委託するのであれば理解できるとは、漁協の独自の活動に任せている状態では、県が施設を適切に管理しているとは言えず、利用者の善意に依存することと釣り客との間でのトラブルが発生することも考えられる。</p> <p>県は、トラブルが発生しないよう釣り客のマナー向上の啓発に努めることが望まれる。</p>	<p>漁協との協議の上、県として釣り客のマナー向上をはかるため、バトロール時に声掛けするなど啓発活動に努めているほか、マナー啓発看板を令和7年度末までに設置を予定している。</p>
66	不法係留について	指摘	28	246	<p>早瀬漁港・日向漁港・小浜漁港・高浜漁港においては、漁港施設内に不法係留となっている漁船やプレジャーボートが発見された。</p> <p>県は、不法係留船舶に対し、利用届出書や許可申請書の提出を求め、必要に応じた使用料等の徴収を条例とおり行うべきである。</p>	<p>今後、不法係留船舶を把握するため現地確認および船主調査を順次実施し、船主に対して利用届出書等の手続きを行うよう文書により指導を行っていく。</p>
70	目標設定について	意見	40	249	<p>県は、各漁港における登録漁船数や属地陸揚量、属地陸揚金額など漁港港勢について、明確な目標設定は行っていない。</p> <p>漁港の活性化や漁港施設の有効活用の観点から、一定の目標を設定した上で、施設管理を行うことが望ましい。</p>	<p>登録漁船数や陸揚量・金額は、漁業の好漁や不漁の影響を受けることから毎年の変動が大きく、具体的な目標値として設定するのは困難であるため、県内全体の漁港を一つの集合体と考え、令和7年3月に策定した「地域とともにふくいの水産業のあしたに架ける基本計画」によって、長期的な方向性を示す漁港の整備計画を設定した。</p>
71	大規模地震への対応について	意見	41	250	<p>各漁港において、海岸線に接する道路の数は限られており、大規模地震においては、寸断される恐れが高い。</p> <p>そのため、漁港における大規模地震対策は、道路の整備状況も考慮し、デジタル技術の進展や最新の研究成果を積極的に取り入れながら、漁港施設の耐震化と地震発生時の対応、発生後の災害復旧活動への漁港および漁港施設の有効活用といった事前・発生時・事後といった3つの時間的局所から総合的に計画し推進していくことが望まれる。</p>	<p>福井県地域防災計画・各市町地域防災計画等に漁港の大規模地震時の状況ごとの対応が記載されている。引き続き、能登半島地震など最新の知見を加えるとともに、デジタル技術（UAV）による飛行ルートを定めた定期バトロールの画像の蓄積など）を取り入れ、迅速な対応ができるように見直ししていく。海上輸送の利用も考えられる漁港については、被災時にも漁業活動や復旧活動を速やかに実施できるように漁港施設の耐震強化の検討を進めている。</p>

72	事前対策の目標年度の設定について	意見	42	255	越前地域 BCP および小浜地域 BCP において、大規模災害が発生する前に事前対策を実施するとし、各対策ごとに目標年次を設定しているが、各対策のいずれについても目標年次の記載がされていない。各対策の実施を促すためにも、目標年次を設定し越前地域 BCP および小浜地域 BCP に記載することが望まれる。	2 漁港の BCP について、令和7年度から分科会を開催しそれぞれ協議を進めている。小浜地域については令和7年度中の記載を予定している。越前地域については、現在荷捌所を建設中であるため令和8年度中の対応を予定している。
74	利用予約について	意見	44	260	現状、インターネットでの利用予約ができない。今日では、ある施設を利用する場合、インターネットやスマートフォンで施設の利用予約ができるようになっている施設も多い。利用者の利便性の向上や、事務負担の軽減の観点からも、今後は県と協議をしてインターネット予約ができるように検討していただきたい。	当該施設は空きがほとんどないため利用希望があっても応じることができないことが多く、また使い勝手が悪い場所もあることから、事前に電話にて丁寧な説明が必要となるため、インターネットでの利用予約に適していない。
75	Web サイトでの情報提供について	意見	45	261	現状、指定管理施設の Web サイトが設けられていない。指定管理者の Web サイトを作成することによって、利用料金やその他の情報、例えば、天候不順には注意喚起を促すといったことも含め、有用な情報をタイムリーに開示することが可能となる。指定管理施設の利用者のみならず潜在的利用者の利便性に資するためにも、指定管理施設の Web サイトを設けることが望まれる。	Web サイトの設置について、指定管理者と協議・検討をしたところ、項目 74 のとおり、新規の利用希望に 대응できない状況であり、Web で告知し利用希望が増えなくても対応ができない。また、利用料金は福井県 HP に記載済のうえ、天候不良時には指定管理者から利用者へ連絡する業務はすでに実行されており、既存の利用者の利便性向上には資さない。 一方で、潜在的利用者の利便性向上には有用であると考えられるため、新たに指定される指定管理者とも引き続き Web サイト設置に向けて検討していく。

所管部局・課名 産業労働部成長産業立地課

通番	項目	区分	指摘事項および意見の概要		講じた措置等の内容
			区分 No.	ページ	
86	この事業の効果について	意見	56	280	当該事業については、就航実績に応じた補助制度へ改正を予定している。
					令和4年度における 27.5%という補助金事業における低い予算達成率（補助金の実際支給額/予算額）と成果指標の実績値の目標値からの下方乖離に対して、県は、令和5年度においても令和4年度と同額の予算および同じ条件・内容で事業を継続している。 県は、定期航路の安定化・拡大のためのこの事業に代わる効果的な方法はないか検討中のものであり、より効果的な事業の立案・実行が望まれる。

※ ページは「令和5年度包括外部監査の結果報告書」ページ

福井県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、知事から、令和4年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、その内容を次のとおり公表する。

令和8年2月24日

福井県監査委員

令和4年度包括外部監査にかかるとる措置報告

テーマ：スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について

対象施設（県の運営施設）

- ・ 福井県福井運動公園、福井県立武道館〈所管課:スポーツ課〉
- ・ 幾久公園〈所管課:文化課〉
- ・ 臨海中央公園〈所管課:都市計画課〉
- （指定管理者制度を導入している施設）
- ・ 福井県立馬術競技場、福井県立ライフル射撃場、福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンター
- ・ 福井県立クレール射撃場、福井県立ホッケー場、福井県立艇庫〈所管課:スポーツ課〉
- ・ テクノポート福井総合公園〈所管課:公営企業課〉
- ・ ふくい健康の森〈所管課:地域福祉課〉
- ・ 若狭総合公園、奥越ふれあい公園、トリムパークかなづ、丹南総合公園〈所管課:都市計画課〉

◆各施設共通

通番	項目	指摘事項および意見の概要		講じた措置等の内容
		区分	内容	
3	施設利用の予約について	意見	3	現在においてほとんどの施設で予約を行う場合は、窓口受付や電話等での予約受付が主になっている。今日ではパソコンや携帯（スマートフォン含む）の利用者が多くWebサイトで予約や予約状況の確認ができれば、利便性が向上すると考えられる。そのため、県または指定管理者は、早い段階でWebサイト予約ができるシステムを取り入れることが望まれる。この点、県は令和5年3月に県内全市町と共同で公共施設の予約が24時間365日いつでも可能な専用Webサイト「施設予約サービス」を運用開始した。これによりすべての県内の公共施設の利用予約や空き状況の確認ができ、利便性が向上することを期待している。
			24	【文化課】 【幾久公園】 一部の施設利用の受付業務は業者に委託しており、利便性の向上を図るため、Webサイトの活用を含め業者と協議、検討していく。 歴史博物館の機能強化事業の中で一体的に検討しているため、リニューアルオープンにあわせて対応を検討していく。 【地域福祉課】 現在使用している利用者管理システムが供用開始から長期間経過しているため改修を検討しており、改修と合わせて施設予約サービスの導入に向けて調整する。 【都市計画課】 トリムパークかなづと丹南総合公園は施設予約サービスを導入済であり、未導入の3公園（臨海中央公園、奥越ふれあい公園、若狭総合公園）についても、令和7年12月から同サービスの利用が可能となった。

9	施設の運営状況や判断するための指標について	意見	8	31	県は、コストに関する指標など施設の運用状況を判断するための指標を設定し、毎年度その指標から県の判断結果を記録して残すべきである。また、これらの指標を事業報告書に記載している指定管理者はないが、この指標は、県の施設の運営状況を判断するための指標としてだけでなく、指定管理者にとってもコスト削減や利用者増加を意識させる指標になると思われるので、県は、指定管理者に県が設定した指標を事業報告書に記載するようにすることが望まれる。	【文化課】【幾久公園】具体的な目標設定について、歴史博物館と一体的に検討していく。
10	適切な目標設定および詳細な増減分析・要因分析について	意見	9	36	県民のスポーツへの参加を促し健康増進につなげることを、施設の利用者を増加させ施設の有効利用を促すためにも、県または指定管理者は、適切な目標設定および詳細な増減分析・要因分析を行っていく必要があると考える。	【文化課】 【幾久公園】 具体的な目標設定について、歴史博物館と一体的に検討していく。
12	目標設定の根拠資料の作成について	意見	11	39	事業計画書や事業報告書にて記載される目標数値について、それがいかなる要因を考慮して決定したのかを説明できる資料がない。県または指定管理者は、目標設定の際には、内部環境や外部環境をどのように考慮したのか、目標算出の計算はどのように行ったのかを事後的にも把握できる、要因把握が可能な資料（「目標数値設定表」等）を作成することが望ましい。	【文化課】 【幾久公園】 目標内容の検討とあわせて、歴史博物館と一体的に検討していく。
14	Webサイトの充実について	意見	13	45	県または指定管理者は、施設利用者の利便性を高める観点および施設の利用促進を図る観点から、施設のWebサイトにおいては、所在地、施設内容、利用時間、利用料金等の基本的な施設概要情報を掲載するだけでなく、施設の魅力的な点の紹介やイベント情報等も掲載するなどし、施設が存在価値を広めるようWebサイトの充実を図っていくことが望まれる。また、Webサイトの作りにおいても、情報を探しやすい、見やすいサイトとなるよう工夫することが望まれる。また、県が運営開始したWebサイトである「施設予約サービス」と施設独自のWebサイトがリンクして、施設の空き情報の確認や施設の予約申請が容易に行えるようにすることが望まれる。	【文化課】 【幾久公園】 WEBサイトの充実について、歴史博物館と一体的に検討していく。 【都市計画課】 令和6年度に県ホームページ上の都市公園の写真を更新し、指定管理者のリンク先へ移動できるよう対応した。 施設予約サービスとのリンクはトリムパークかなづと丹南総合公園に既に対応しており、未導入の3公園（臨海中央公園、奥越ふれあい公園、若狭総合公園）についても令和7年12月に利用を開始し、各ホームページにリンク先を掲載するように指導した。

20	イベントの実施推進について	意見	19	50	イベントの実施は、施設の利用者を増やす効果が大きいと考える。そのため、県または指定管理者は、積極的に自らイベントを企画して、利用者増加を図っていくことも検討してほしい。また、施設においてイベントを実施できることもPRし、外部の者によって、イベントを実施してもらうことも検討してもらいたい。	【文化課】【幾久公園】現状、公園として多くの方々に利用していただいており、新たなイベントの企画、実施の見込みはないが、事前に相談してもらえれば、外部の方も幾久公園でイベントを実施が可能な体制になっている。歴史博物館と一体的にあり方を検討することに伴い、イベントでの積極的な活用を検討していく。
----	---------------	----	----	----	--	--

◆福井県立アーチェリーセンターおよび福井県立クライミングセンター【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要						
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	講じた措置等の内容
70	LED照明の積極的な導入について	意見	58	133	照明器具として水銀灯を利用している。一般照明用の高圧水銀灯については製造、輸出または輸入が令和3年から禁止となっているため、いずれは更新が必要がある。LED化に伴い電球の交換サイクルの長期化や電気使用量の削減が可能である。こういった設備投資は早ければ早いほど投資効果は大きくなると考えられるため、県は、検討を進めることが望まれる。	令和8年9月30日までにLED化工事の実施を予定している。

◆福井県立ホッケー場【スポーツ課】

指摘事項および意見の概要						
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	講じた措置等の内容
86	LED照明の積極的な導入について	意見	65	156	県立ホッケー場の夜間照明設備は、現在、水銀灯が使用されている。一般照明用の高圧水銀灯については製造、輸出または輸入が令和3年から禁止となっているため、いずれは更新が必要がある。LED化に伴い電球の交換サイクルの長期化や電気使用量の削減が可能である。こういった設備投資は早ければ早いほど投資効果は大きくなると考えられるため、県は、検討を進めることが望まれる。	令和9年度以降、LED化工事の実施を予定している。

※ページは「令和4年度包括外部監査の結果報告書」ページ

福井県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、知事から、令和3年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、その内容を次のとおり公表する。

令和8年2月24日

福井県監査委員

令和3年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：「ふ、くい創生・人口減少対策戦略」に関連する施策および事業に関する事務の執行について

No.	項目	区分	ページ	指摘事項および意見の概要	
				内容	講じた措置等の内容
6	市町への補助金に対する県の対応	指摘	57	県が市町の補助金事業に対して補助金を交付する場合は、その補助金が適切に運用されているかどうかを判断するための特別の仕組みや規程・ルール、チェック体制を設ける必要があると思われる。	補助金の適切な運用は、補助金事業の担当課において適宜チェックをしており、執行状況は予算編成過程においても確認している。補助金の有効性や効率性を確保できない可能性がある場合には執行方法の見直しをすう、年度当初の執行方針により通知した。【総務部】
15	活動指標の設定について（県立大学運営費交付金（一部））	意見	86	活動指標が設定されていない。担当課では、必ず何らかの形で事業評価を行っているはずであり、県民に対する事業の説明責任を果たすためにも、適切な指標の設定と評価を示すべきである。	中期計画策定と併せて再検討した結果、「県内入学率」を指標とした。【総務部】

※ページは「令和3年度包括外部監査の結果報告書」ページ